

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 1 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700197号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700113号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年1月から昭和55年5月1日まで
② 昭和62年7月から平成2年3月1日まで

私は、請求期間①については、A社で、C業務に従事し、請求期間②については、B社の社員となり、システムエンジニアとしてD社E部署に常駐し勤務しており、それぞれ給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録、A社及び同社の元従業員の回答により、請求者は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年5月1日であり、請求期間①において同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の請求期間①当時の代表取締役及び取締役は、請求期間①は、厚生年金保険の被保険者となっていない上、当該期間においては、国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、請求期間①を含む期間において、A社に勤務していた元従業員は、自身が勤務していた期間は、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されたことはない旨回答している。

加えて、A社は、請求期間①に係る厚生年金保険料を、請求者の給与から控除したか否かについては、資料がないため不明と回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持してい

ないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、B社の代表取締役及び請求期間②当時の営業担当者並びに請求者が常駐していた事業所の従業員の陳述から、期間は特定できないものの、同社に所属する請求者が、常駐先のD社において、システム開発に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の代表取締役は、正社員に係る「社員台帳」には請求者の氏名の記載がないため、請求者は、正社員以外の契約（契約社員又は業務委託）で勤務していたと考えられるが、正社員以外は社会保険に加入させていないので、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を、請求者の給与から控除していない旨回答又は陳述している。

また、請求期間②当時、B社において、社会保険事務及び経理を担当していた取締役は、正社員のほかに個人外注扱いの契約社員がおり、正社員は健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に必ず加入させていたが、契約社員は加入させていない旨陳述している。

さらに、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、請求期間②において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、10名の雇用保険の加入記録を照会したところ、10名全員について、厚生年金保険の被保険者記録と概ね一致する雇用保険の加入記録が確認できる。

加えて、請求期間②中の昭和62年11月1日に、B社が加入したF厚生年金基金の代表清算人は、同基金において、請求者の加入員記録は確認できないと回答している上、G健康保険組合（請求期間②当時は、H健康保険組合）は、請求者の請求期間②に係るB社における資格期間は確認できなかった旨回答している。

また、B社の被保険者に係るオンライン記録において、請求者の氏名は確認できず、厚生年金保険の整理番号に欠番はない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。